

内閣参質九一第五号

昭和五十五年三月二十八日

内閣総理大臣 大平 正 芳

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員秦豊君提出国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 一般的には、定期異動の時期に、最高裁判所に訟務担当の検事として適当な人物を推薦してもらい、本人の承諾を得た上で、必要な人数の訟務担当検事を採用している。

(2) 適当な希望者があれば、弁護士の中からも採用することがある。

(3) 昭和五十五年三月一日現在において裁判官出身者は五十・七二パーセント、その他は四十九・二八パーセントであり、弁護士出身者はいない。

(4)及び(5) 法曹一元の制度とは、一般的に、「裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事したものの中から任命することを原則とする

制度」(旧臨時司法制度調査会設置法(昭和三十七年五月十一日法律第二百二十二号)第二条第一項第一号参照)とされているが、我が国においては、この制度が実現されるための基盤となる諸条件、殊に法曹人口の飛躍的增加、弁護士の地域的分布の平均化、裁判官の待遇の画期的改善等が不十分であるため、現在なおその実現をみるに至っていない。

(6) 日本弁護士連合会の同意、了解は不要である。

(7) 及び (8) 裁判官、検察官、弁護士は、司法修習生の時期において相当期間、裁判所、検察庁、弁護士会でそれぞれ裁判官、検察官、弁護士の実務を修習しなければならないこととされており、これによつて、法曹三者は相互に他の職務を経験できることになっている。

二について

(1) 別表記載のとおりである。

(2) 小川英明参事官が指定代理人となつている事件はない。

三について

指定代理人は、適正な事務処理を行うことを要求されるが、小川英明参事官が指定代理人としての適格性に欠けるとは考えていない。

なお、御指摘の文書は、新東京国際空港公団が、業務資料として作成したものであり、これを新空港用地の買収及び収用手続の経過の概要を立証する書証として提出・維持することが、指定代理人としての適格性に欠けるものとは考えない。

四について

- (1) 個人的なことであるので承知していない。
- (2) 承知していない。

- (3) 小川英明参事官が法務省訟務局に配置されたのは昭和五十三年四月一日であり、内定したのもそのころであるが、成田空港建設事件の指定代理人になることを前提に配置されたもの

ではない。

別表

東京地方裁判所民事第三部係属事件

(昭和五五年二月二五日現在)

番号	事件番号	事件名	当事者
1	昭五三(行ウ) 一六三	土地所有権確認等請求	原告 潮田喜一ほか三名 被告 国ほか一名
2	昭四〇(行ウ) 八三	鉱種名変更の確認及び登録取消等請求	原告 日本磨料工業株式会社 被告 仙台通商産業局長ほか一名
3	昭四二(行ウ) 六一	新東京国際空港工事実施計画の認可処分等取消請求	原告 石橋政次ほか一三五八名 被告 運輸大臣
4	昭四五(行ウ) 二〇一	異議申立却下処分取消請求	原告 株式会社東京放送ほか三名 被告 郵政大臣
5	昭四六(ワ) 五二四八	土地所有権確認請求	原告 後藤秀生 被告 国ほか二名
6	昭五二(行ウ) 一八	農地買収無効確認等請求	原告 大川堅一郎ほか二名 被告 国ほか一名

14	13	12	11	10	9	8	7
昭四九 (行ウ)	昭四五 (行ウ)	昭五三 (行ウ)	昭五四 (ワ)	昭五四 (行ウ)	昭五三 (行ウ)	昭五二 (行ウ)	昭五二 (行ク)
三	三七	一〇九 四〇	一三〇〇二	一三八	一六七	三一四	八〇
保育所運営費国庫負担請求	行政処分取消請求	史跡指定処分取消、損害金請求	土地返還請求	不作為の違法確認請求	不作為違法確認等請求	漁業許可処分制限条件取消請求	行政処分執行停止申立
原告 千葉 稔 被告 国	原告 朴 永 順 被告 国	原告 株式会社瓢屋 被告 文部大臣、国	原告 若月市太郎 被告 国	原告 西 卷 正 一 被告 東京陸運局長	原告 小 泉 英 政ほか一名 被告 国ほか一名	原告 蛸島遠洋漁業生産組合ほか一名 被告 農林水産大臣	申請人 蛸島遠洋漁業生産組合ほか一名 被申請人 農林水産大臣

22	21	20	19	18	17	16	15
昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五三(行ク)	昭五二(行ウ) 昭五三(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五〇(行ウ)
三六〇	三三五	一二一	二九七 一八〇	一一八	六三	五四	一四四
国籍確認請求	還送処分取消等請求	在留資格取得不許可処分にもとづく執行停止 申立	退去強制令書発付処分無効確認、在留資格取得不許可処分取消請求	退去強制令書発付処分等取消請求	老齡年金裁定処分取消請求	退去強制令書発付処分等取消請求	樺太残留者帰還請求
原告 被告 国	原告 被告 国	原告 被告 国	原告 被告 国	原告 被告 国	原告 被告 国	原告 被告 国	原告 被告 国
シャピロ・エステル・華子	福井武生	申立人 金 邦彦 被申立人 法務大臣	金 茂 子ほか二名 法務大臣ほか一名	宋 春 東 法務大臣ほか一名	伊藤清二郎 社会保険庁長官	金 有 植 法務大臣ほか一名	敵 壽 甲ほか三名

30	29	28	27	26	25	24	23
昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五二(行ウ)
五五	四八	四二	三四	二五	一七五	一〇五	三六六
弁済供託申請却下処分取消請求	障害年金請求却下処分無効確認等請求	建物表示登記申請却下決定取消請求	障害児養育年金不支給決定取消請求	損害賠償等請求	国籍確認請求	行政処分無効等確認請求	新聞記事閲読不許可処分取消請求
原告 ホシ産業株式会社 被告 東京法務局供託官	原告 口石武司 被告 厚生大臣	原告 石井嘉三男 被告 東京法務局渋谷出張所登記官	原告 上村治夫 被告 東京都杉並区長	原告 安島敏市 被告 国ほか一名	原告 杉山悦子ほか一名 被告 国	原告 関原ノリ 被告 厚生大臣	原告 福井武生 被告 国

38	37	36	35	34	33	32	31
昭四〇(行ウ)	昭三九(ワ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)
一〇二	二五五四	一五三	一四五	一三四	一三一	一〇〇	七九
行政処分取消請求	租税債務不存在確認等請求	遺族年金不支給決定取消請求	日本国籍存在確認請求	傷病恩給請求棄却処分取消請求	厚生年金保険通算老齢年金不支給処分取消請求	国籍存在確認請求	退去強制令書発付処分取消請求
原告 有限会社岡本工務店 被告 王子税務署長	原告 株式会社太平洋テレビほか一名 被告 国	原告 村井丑子 被告 社会保険庁長官	原告 佐藤義隆ほか一名 被告 国	原告 森末義雄 被告 内閣総理大臣	原告 岸 峯吉 被告 社会保険庁長官	原告 申 東輝 被告 国	原告 丁 慶一 被告 法務大臣ほか一名

46	45	44	43	42	41	40	39
昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四四(行ウ)	昭四四(行ウ)	昭四二(行ウ) 昭四三(行ウ) 昭四三(ワ)
七九	七八	七七	七五	八	二六二	一三六	二三八 二五四 四〇二六
同 右	同 右	同 右	課税処分取消請求	更正処分等取消請求	法人税課税処分取消請求	法人税等更正処分取消請求	国税犯則取締法第二条に基づく差押許可状の 取消等請求
原告 李 淳 碩 被告 下谷税務署長	原告 李 淳 東 被告 下谷税務署長	原告 李 淳 永 被告 下谷税務署長	原告 李 五 達 被告 淀橋税務署長	原告 田園都市開発株式会社 被告 杉並税務署長	原告 大谷運輸株式会社 被告 江東東税務署長	原告 北辰商品株式会社 被告 日本橋税務署長	原告 朝銀東京信用組合 被告 国ほか四名

54	53	52	51	50	49	48	47
昭五〇(行ウ)	昭四九(行ウ)	昭五〇(行ウ) 昭四九(行ウ)	昭四八(行ウ)	昭四六(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)
八〇	一七二	一一一 一〇一	九〇	一八八	二二三ない 二二三六	一九〇	八〇
更正決定取消請求	更正処分取消請求	国家賠償等請求	所得税賦課決定取消請求	法人税青色申告承認取消処分等取消請求	更正決定処分取消請求	相続税更正処分等取消請求	同 右
原告 貫井 一雄 被告 東村山税務署長	原告 重本アサコこと三根谷アサコ 被告 麻布税務署長	原告 氏 原 茂ほか六〇名 被告 国	原告 リチャード・デイ・スチュワート 被告 麴町税務署長	原告 レイモンド不動産株式会社 被告 世田谷税務署長	原告 岡 島 次 郎 被告 浅草税務署長	原告 川 本 豊 子ほか四名 被告 立川税務署長	原告 李 淳 徳 被告 下谷税務署長

61	60	59	58	57	56	55
昭五 一(行ウ)	昭五 一(行ウ)	昭五 一(行ウ)	昭五 一(行ウ)	昭五 一(行ウ)	昭五 一(行ウ)	昭五〇 一(行ウ)
九七	一九九	五九	三九	三二	二六	一六一
行政処分取消請求	参加差押処分取消等請求	保全差押処分取消請求	裁決取消等請求	課税処分取消請求	法人税更正処分等取消請求	所得税課税処分取消請求
原告 西沢拓三 被告 八王子税務署長	原告 東日貿易株式会社ほか一名 被告 国ほか一名	原告 豊田摩耶子 被告 東京国税局長	原告 根岸邦三九 被告 足利税務署長ほか一名	原告 土田光雄 被告 足立税務署長	原告 常井産業株式会社 被告 水戸税務署長ほか一名	原告 宮本圭助 被告 芝税務署長

69	68	67	66	65	64	63	62
昭五二 (行ウ)	昭五一 (行ウ)	昭五一 (行ウ)	昭五一 (行ウ)	昭五一 (行ウ)	昭五一 (行ウ)	昭五一 (行ウ)	昭五一 (行ウ) 昭五二 (行ウ) 昭五二 (行ウ)
四五	二〇五	一九六	一六五	一六三	一六〇	一五五	一三八 四二 四九
法人税更正処分取消請求	相続税等決定取消請求	課税処分取消請求	更正処分取消請求	相続税更正処分等取消請求	所得税更正決定等取消請求	課税処分取消請求	所有権確認、処分及び裁決取消、登記抹消等請求
原告 三陽地所株式会社 被告 渋谷税務署長	原告 福田 信隆ほか一名 被告 神田税務署長	原告 小林 徳男 被告 荒川税務署長	原告 鈴木 豊太郎 被告 本所税務署長	原告 松井 富貴子ほか三名 被告 四谷税務署長	原告 斉藤 博 被告 麻布税務署長	原告 金 昌 煥 被告 八王子税務署長	原告 禰 秀 雄ほか一名 被告 国ほか三名

77	76	75	74	73	72	71	70
昭五三 (行ウ)	昭五一 (行ウ) 昭五三 (行ウ)	昭五二 (行ウ)	昭五二 (行ウ)	昭五二 (行ウ)	昭五二 (行ウ)	昭五二 (行ウ)	昭五二 (行ウ)
七三	二七 七	三二一	三二二	三〇五	二九九	五六	五三
所得税更正処分取消請求	差押処分等取消、相続税債務不存在確認請求	課税処分取消請求	所得税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分取消請求	青色申告の承認の取消処分の取消請求	法人税青色申告承認取消処分等取消等請求	法人税更正処分等取消請求	税務更正決定取消請求
原告 坂田 健一 被告 武蔵府中税務署長	原告 小川 嘉吉 被告 国ほか一名	原告 株式会社中央設備商会 被告 淀橋税務署長	原告 長谷川 吉雄 被告 四谷税務署長	原告 小池 サタ 被告 荻窪税務署長	原告 三洋石油株式会社 被告 四谷税務署長	原告 山形屋興業株式会社 被告 大宮税務署長ほか一名	原告 富士恒産株式会社 被告 中野税務署長

85	84	83	82	81	80	79	78
昭五四行ウ (昭五四行ウ)	昭五四行ウ (昭五四行ウ)	昭五四行ウ (昭五四行ウ)	昭五三行ウ (昭五四行ウ)	昭五三行ウ (昭五三行ウ)	昭五三行ウ (昭五三行ウ)	昭五三行ウ (昭五三行ウ)	昭五三行ウ (昭五三行ウ)
一二	一〇	五	一五九 八五	一三一	一二九	一二六	一〇二
所得税更正決定処分取消請求	法人税更正処分等取消請求	修正申告無効確認等請求	法人税更正処分取消、法人税更正処分無効確認請求	相続税更正処分取消請求	相続税更正処分等取消請求	法人税等課税処分取消請求	同 右
原告 吉永多賀誠 被告 麴町税務署長	原告 荒木実業株式会社 被告 板橋税務署長	原告 石田善次郎 被告 北沢税務署長ほか二名	原告 東亜建設株式会社 被告 日立税務署長ほか一名	原告 淡島千代野ほか四名 被告 世田谷税務署長	原告 大橋和夫ほか二名 被告 小石川税務署長	原告 オデコ・ニホン・エス・エイ 被告 芝税務署長	原告 塩見寛道ほか一名 被告 小石川税務署長

93	92	91	90	89	88	87	86
昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)
八四	八一	七一	四五	三八	三二	三〇	二三
課税処分取消請求	租税債務不存在確認請求	法人税更正処分等取消請求	行政処分取消請求	所得税更正処分等取消等請求	法人税更正処分等取消請求	贈与税決定処分取消請求	贈与税決定処分等取消請求
原告 根本 一雄 被告 小石川税務署長	原告 株式会社総合医学会 被告 国	原告 ネドロイド株式会社 被告 麴町税務署長	原告 天龍株式会社 被告 江東西税務署長	原告 金子 秀 男 被告 国ほか一名	原告 檜不動産株式会社 被告 淀橋税務署長	原告 熊 沢 重 治 被告 八王子税務署長	原告 赤羽 淳 一郎 被告 豊島税務署長

98	97	96	95	94
昭五五 (行ウ)	昭五四 (行ウ)	昭五四 (行ウ)	昭五四 (行ウ)	昭五四 (行ウ)
九	一四一	一二四	一二三	一〇三
同 右	法人税更正処分取消請求	過誤納金還付請求	行政処分取消等請求	所得税更正処分等取消請求
原告 株式会社麗日土木建設 被告 青梅税務署長	原告 東邦開発株式会社 被告 八王子税務署長	原告 常井産業株式会社 被告 国	原告 藤 嶋 守 被告 世田谷税務署長	原告 山 崎 博 通 被告 西新井税務署長